

都 市 建 設 局

ま ち づ く り 計 画 部

都	市	計	画		257
建	築・住	まい	政	策	 259
交	通	政	策	 262	
開	発	調	整	 264	
建	築	審	査	 266	
市	営	住	宅	 267	
市	街	地	整	備	 272

都 市 計 画

1 都市計画区域・区域区分

(令和3年4月1日現在 単位:約ha)

区域区分 都市計画区域	あり(線引き区域)		なし(非線引き区域)	計 (都市計画区域面積)
	市街化区域	市街化調整区域	—	
相模原都市計画	6,826	4,201	—	11,027
相模湖津久井都市計画	—	—	10,677	10,677
合 計	6,826	4,201	10,677	21,704

2 地域地区

(1) 用途地域

(令和3年4月1日現在 単位:約ha)

用途地域	面積			用途地域	面積		
	線引き	非線引き	計		線引き	非線引き	計
第一種低層住居専用地域	1,672	148	1,820	準 住 居 地 域	81	—	81
第二種低層住居専用地域	16	—	16	近 隣 商 業 地 域	270	26	296
第一種中高層住居専用地域	1,293	291	1,584	商 業 地 域	196	83	279
第二種中高層住居専用地域	307	9	316	準 工 業 地 域	454	26	480
第一種住居地域	1,152	199	1,351	工 業 地 域	317	—	317
第二種住居地域	435	18	453	工 業 専 用 地 域	415	—	415
				合 計	6,608	800	7,408

(2) 防火地域・準防火地域

(令和3年4月1日現在 単位:約ha)

	線引き	非線引き	計
防 火 地 域	186	75	261
準 防 火 地 域	4,223	83	4,306
合 計	4,409	158	4,567

(3) 特別用途地区(特別工業地区) (令和3年4月1日現在)

・区域 西橋本5丁目地内 ・面積 約27ha

※相模原市特別工業地区建築条例(昭和62年9月25日制定)

(4) 高度地区・高度利用地区 (令和3年4月1日現在)

ア 高度地区

・区域 旧藤野町地内第一種中高層住居専用地域 ・面積 約137ha ・内容 高さ15mまで

イ 高度利用地区

(令和3年4月1日現在 単位:約ha)

区 域	橋本駅北口 地区	橋本駅北口 C地区	相模大野駅 西側地区	小田急相模原 駅北口地区	小田急相模原 駅北口B地区	計
面 積	2.3	1.3	3.1	1.4	0.7	8.8

(5) 生産緑地地区 (令和3年4月1日現在)

・箇所数 810箇所 ・面積 約119.0ha

3 都市計画施設

(1) 道路 (令和3年4月1日現在)

都市計画道路は、旧相模湖都市計画区域において昭和24年に2路線、相模原都市計画区域において昭和31年に28路線を決定した後、順次変更した。現在、72路線、総延長176.95kmで、道路の一部として駅前広場を8か所決定している。

(2) 公園・緑地

(令和3年4月1日現在)

種 別	街区公園	近隣公園	地区公園	総合公園	運動公園	広域公園	特殊公園	公園計	緑 地
箇所数	156	9	2	5	2	1	5	180	5
面積(約ha)	27.12	15.2	9.8	103.9	29.2	107.8	25.1	318.12	63.6

(3) 墓園 (令和3年4月1日現在)

峰山霊園 約16.0ha

(4) 下水道 (令和3年4月1日現在)

ア 流域下水道

相模川流域下水道集水区域 約20,992ha 相模原都市計画区域 約6,469ha
相模湖津久井都市計画区域 約688ha
計 約7,157ha

イ 公共下水道

相模原都市計画区域 第1号公共下水道 排水面積 約6,551ha
相模湖津久井都市計画区域 第1号相模湖津久井公共下水道 排水面積 約778ha
計 約7,329ha

(5) 汚物処理場 (令和3年4月1日現在)

相模原汚物処理場(東清掃事業所) 面積 約2.3ha 処理能力 560kl/日
相模原市汚物処理場(津久井クリーンセンター) 面積 約0.96ha 処理能力 し尿処理89kl/日

(6) ごみ焼却場等 (令和3年4月1日現在)

相模原市ごみ焼却場(北清掃工場) 面積 約3.3ha 処理能力 450t/日
相模原市ごみ焼却場(南清掃工場) 面積 約4.6ha 処理能力 525t/日

(7) 河川

都市計画河川 境川

(令和3年4月1日現在)

	位置(表記は決定時のもの)		延長 (約m)	幅員 (m)
	起点	終点		
神奈川県管理区間	相模原市淵野辺446番地 (根岸橋上流端)	相模原市相原333番地 (二国橋上流端)	10,710	22~28
(参考) 東京都管理区間	町田市鶴間字12号1156番地 (鶴瀬橋上流120m)	町田市根岸町字22号 287番地1号 (根岸橋上流15m)	10,490	30~38.6

(8) 火葬場 (令和3年4月1日現在)

相模原市立斎場 面積 約2.53ha

4 市街地開発事業

(1) 土地区画整理事業

・箇所数 13か所 ・面積 約2,113.53ha

(2) 市街地再開発事業 (令和3年4月1日現在 単位:約ha)

事業名	面積
橋本駅北口地区第一種市街地再開発事業	2.3
橋本駅北口C地区第一種市街地再開発事業	1.3
相模大野駅西側地区第一種市街地再開発事業	3.1
小田急相模原駅北口A地区第一種市街地再開発事業	1.4
小田急相模原駅北口B地区第一種市街地再開発事業	0.7
計	8.8

5 地区計画等

(1) 地区計画 (令和3年4月1日現在)

- ・決定済地区数 44 地区(面積 624.5ha)
- ・令和2年度地区計画の決定及び変更件数 1 件
- ・令和2年度建築行為届出件数 101 件

(2) **建築協定** (令和3年4月1日現在)

- ・認可済地区数 34 地区
- ・協定事項 建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠、又は建築設備に関する基準
- ・建築協定ができる区域 本市一円(昭和47年4月1日告示第15号)

(3) **都市計画法第34条第11号による区域指定** (令和3年4月1日現在)

- ・指定区域数 11 区域
- ・令和2年度区域指定件数 2 件 (うち1件は変更)

6 都市計画法第53条に基づく許可取扱件数 (令和2年度)

都市計画施設の区域内又は市街地開発事業の施行区域内において、建築物の建築を行おうとする場合に必要となる許可

- ・許可件数 83 件 (うち、都市計画課扱い分 14 件)

7 都市再生特別措置法に基づく届出件数 (令和2年度)

立地適正化計画で定めている都市機能誘導区域及び居住誘導区域において対象行為をする場合に必要となる届出

- ・都市機能誘導区域外での誘導施設の開発・建築等件数 開発 1 件 建築等 2 件
- ・都市機能誘導区域内での誘導施設の休廃止件数 0 件
- ・居住誘導区域外での一定規模以上の住宅の開発・建築等件数 開発 3 件 建築等 1 件

8 相模原市都市計画審議会の開催状況 (令和2年度)

・都市計画審議会

回 数	開催年月日	議 題 等
第217回	令和2年8月21日 ～9月15日 ※書面開催で実施	相模原都市計画区域の変更(神奈川県指定)について 相模原都市計画区域区分の変更について 相模原都市計画用途地域の変更について 相模原都市計画防火地域及び準防火地域の変更について 相模原都市計画道路の変更について 相模原都市計画下水道の変更について 相模原市立地適正化計画居住誘導区域の変更について
第218回	令和2年11月18日 ～12月15日 ※書面開催で実施	相模原市景観計画の変更について 相模原都市計画生産緑地地区の変更について 相模原都市計画地区計画の決定について

建 築 ・ 住 ま い 政 策

1 建築相談

建物の建築等に関する近隣住民からの各種相談に応じている。

- ・相談件数 (令和2年度) 52 件

2 中高層建築物及び開発事業に関するあっせん・調停

中高層建築物の建築及び開発事業の際、建築主又は開発者と近隣住民との間で調整がつかなかった場合に、「中高層建築物の建築及び開発事業に係る紛争の調整等に関する条例」に基づき、あっせん及び調停を行う。

- ・取扱件数 (令和2年度) あっせん件数 2 件 調停件数 0 件

3 中高層建築物及びワンルーム形式集合建築物に関する手続き

昭和62年7月「ワンルーム形式集合建築物に関する指導基準」、平成元年9月「中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例」を制定し、中高層建築物やワンルーム形式集合住宅の建築の際、近隣住民との紛争を未然に防止し、良好な住環境を確保するため事前協議を行っている。

- ・中高層建築物受付件数（令和2年度） 19件
- ・ワンルーム形式集合建築物受付件数（令和2年度） 8件

4 特定建築物の建築に係る自動車保管場所の確保に関する手続き

平成2年4月「特定建築物の建築に係る自動車の保管場所の確保に関する条例」を施行し、共同住宅等の建築の際、市民生活の安全と秩序を保持し、良好な住環境の保全を図るため、一定割合の自動車保管場所の確保を義務付けている。

- ・受付件数（令和2年度） 8件

5 斎場設置に関する事前協議

平成16年6月「斎場の設置に関する指導基準」を施行し、斎場の建築の際、近隣関係住民等との紛争を未然に防止し、良好な住環境を確保するため事前協議を行っている。

- ・受付件数（令和2年度） 4件

6 県みんなのバリアフリー街づくり条例に関する事前協議

「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」に基づき、不特定かつ多数の者が利用する施設建築の際、バリアフリー化を促進するため事前協議を行っている。

- ・受付件数（令和2年度） 79件

7 バリアフリー法に係る認定

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー法）に基づく認定を行っている。

- ・認定件数（令和2年度） 0件

8 建設リサイクル法に基づく届出

建設工事に伴い発生する建設資材廃棄物の再資源化を促進するため、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）に基づき、届出の受付などを行っている。

- ・受付件数（令和2年度） 1,172件 <内訳>解体813件、新增築・模様替等108件、工作物251件

9 建築物許可等申請件数 ※括弧内の件数は法第43条2項第1号に基づく認定件数（令和2年度）

区 分	件数	区 分	件数
43条（道路と敷地）	12(5)	56条の2（日影）	1
44条（道路内建築）	0	59条の2（総合設計）	0
48条（用途地域）	0	85条5項（仮設建築物）	45
51条（特建の位置）	0	86条、86条の2、86条の5（一団地）	2
55条3項（高さ）	0	その他（市条例等）	10
		合 計	70

10 建築審査会の開催

建築基準法第78条の規定に基づき、建築基準法に規定する同意や、審査請求に対する裁決等を行うため設置されている。

- ・開催回数（令和2年度） 1回
- ・取扱件数（令和2年度） 5件（内、包括同意基準に基づく報告5件）

1.1 ホテル等建築審議会の開催

昭和 62 年 9 月「ホテル等建築の適正化に関する条例」を施行し、ホテル等を建築する際の市長承認への意見を聴くため設置されている。

- ・開催回数（令和 2 年度） 0 回
- ・承認件数（令和 2 年度） 0 件

1.2 マンション管理対策推進事業

分譲マンションの良好な維持・管理を支援するため、マンション管理セミナー、マンション無料相談窓口、マンションアドバイザーの派遣を実施している。

- ・マンション管理セミナー参加者数（令和 2 年度） 中止
- ・マンション無料相談者数（令和 2 年度） 19 名
- ・マンションアドバイザー派遣回数（令和 2 年度） 1 回

1.3 住宅・建築物の耐震診断等

平成 28 年 3 月、市内建築物の耐震化を計画的に促進することを目的に「新・相模原市耐震改修促進計画」を策定し、旧耐震基準の住宅・建築物の所有者に耐震化の普及・啓発活動を行うとともに、現地耐震診断・耐震改修工事等費用の補助を行っている。

(令和 2 年度)

区 分	件 数
耐震相談及び窓口簡易耐震診断	30
戸建住宅現地耐震診断	9
戸建住宅耐震・防火改修計画作成	8（うち防火あり 0）
戸建住宅耐震・防火改修工事	7（うち防火あり 0）
要安全確認計画記載建築物耐震改修工事	3
危険ブロック塀等撤去	30

1.4 長期優良住宅の認定

「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づく認定等を行っている。

(令和 2 年度)

区 分	件 数
5 条 1 項 ～ 3 項（計画の認定）	448
8 条（計画の変更の認定）	25
9 条（譲受人の決定の認定）	78
10 条（地位の承継の承認）	7
14 条（計画の認定の取消し）	40

1.5 空家等対策

適切な管理が行われていないことにより地域住民の生活環境に影響を及ぼしている空家等について、適切な管理を促進するとともに、空家等の利活用の促進に向けた取組を行っている。

(1) 適切な管理の促進

適切な管理が行われていない空家等の所有者等に対して、情報提供や問題解決に向けた助言を行うことにより、自主的な改善を促した。また、特に周辺への悪影響の程度が大きい空家等については、所有者の訪問などを行ったことにより、令和 2 年度については 14 件のうち 6 件が解体され、問題が解決した。

(2) 利活用の促進

空家等の所有者に対して、宅地建物取引士の資格を持つ相談員を派遣し、利活用などに関する助言を行う

ほか、「全国版空き家バンク」の運用によりインターネット上で物件情報を公開することにより、空家等の利活用促進を図っている。

16 都市景観の形成

魅力ある景観の形成を目指し、景観条例に基づく事前協議及び景観法に基づく届出等の事務を執行した。併せて、景観づくりの担い手となる市民・事業者との協働による景観形成を進めるため、民間開発事業者への景観誘導指針等による景観誘導を行った。

＜令和2年度の事業状況＞

・景観条例に基づく事前協議 62件 ・景観法に基づく届出及び通知 62件

17 屋外広告物の許可

良好な景観形成、風致の維持及び公衆に対する危害防止を目的として、屋外広告物条例に基づく屋外広告物の表示等の許可事務を執行した。また、必要な申請手続きを行っていない店舗等を直接訪問し、掲出されている広告物を調査するとともに、申請手続きを行うよう指導した。

・令和2年度許可件数 新規 132件 継続 436件 合計 568件

交 通 政 策

1 鉄道の状況

市内には、首都圏の環状交通軸であるJR横浜線、放射状交通軸であるJR中央本線、小田急線（小田原線・江ノ島線）及び京王相模原線、そして県央地域の南北交通軸であるJR相模線の5路線があり、合計17の駅が設置されている。各路線の状況及び路線別1日平均乗降人員数は、下表のとおりである。

鉄道の状況（令和2年度）

路線名	市内駅	市内延長(km)	市内駅における 1日平均乗降人員 (人)	【参考：令和元年度】
JR横浜線	5 ※1	10.5	242,300 ※1	335,948 ※1
JR相模線	6	12.9	25,798 ※2	34,224 ※2
JR中央本線	2	9.6	6,242	8,456
小田急線 ※3	3	6.0	148,512	206,671
京王相模原線	1	2.2	65,241	98,086
計5路線	17	41.2	488,093	683,385

※1 JR橋本駅は、JR横浜線として算出

※2 乗降人員を公開している3駅（南橋本、上溝、原当麻）の合計

※3 小田急線には、小田原線・江ノ島線を含む

2 相模原市公共交通整備促進協議会

相模原市、市議会、自治会連合会、学校教育関係団体、経済団体、福祉団体等で構成されており、市域の公共交通の整備を促進することにより、市民生活の向上と産業文化の伸展に寄与することを目的として、要望活動などを実施した。

3 神奈川県鉄道輸送力増強促進会議

県知事、県内全市町村長、県商工会議所連合会会頭及び県商工会連合会会長で構成されており、県内全域にわたる鉄道輸送力の増強や利便性の向上を促進することにより、混雑緩和や県民の生活と産業の伸展に寄与することを目的とし、要望活動などを実施している。

総会、理事会のほか、各鉄道の沿線にあたる市町村で構成する部会があり、本市は横浜線・根岸線部会（部

会長：横浜市)、相模線部会(部会長：寒川町)、中央本線部会(部会長：相模原市)、東海道新幹線部会(部会長：横浜市)、小田急電鉄部会(部会長：厚木市)及び京王電鉄部会(部会長：相模原市)に加入している。

4 相模線複線化等の促進

県と5市町(茅ヶ崎市、相模原市、海老名市、座間市、寒川町)の各首長及び5経済団体(相模原商工会議所、茅ヶ崎商工会議所、海老名商工会議所、座間市商工会、寒川町商工会)の各代表で構成される相模線複線化等促進期成同盟会において、相模線複線化等の早期実現を図るため、啓発活動及び要望活動などを実施している。

また、相模線複線化等促進期成同盟会構成団体と東日本旅客鉄道株式会社横浜支社で構成される相模線沿線活性化協議会において、相模線と沿線地域の活性化を図るため、相模線の利用促進に繋がる施策の検討を実施している。

なお、平成28年4月の交通政策審議会答申「東京圏における今後の都市鉄道のあり方について」において、「新幹線駅へのアクセス改善や通勤・通学需要の急増等、輸送需要の動向等を踏まえて、例えば、相模線、南武線等の輸送サービスの改善に資するプロジェクト等については、関係地方公共団体・鉄道事業者等において、検討が進められることを期待」と位置付けられた。

5 小田急多摩線の延伸促進

首都圏南西部の広域交通ネットワークの充実や利便性の高い公共交通網の形成を目指し、小田急多摩線の市内への延伸の実現に向けた検討を行っている。

平成28年4月の交通政策審議会答申「東京圏における今後の都市鉄道のあり方について」において、唐木田駅から上溝駅までの延伸については、「東京圏の都市鉄道が目指すべき姿」を実現する上で意義のあるプロジェクトとして位置付けられ、田名地区、愛川・厚木方面への延伸については、上溝駅までの整備の進捗状況を踏まえつつ検討することが適当とされた。延伸の意義と同時に、収支採算性等が課題と示されたことから、相模原市、町田市、国や東京都、神奈川県、多摩市に加え、学識経験者や小田急電鉄株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構で構成する「小田急多摩線延伸に関する関係者会議」において、令和元年5月に公表した、収支採算性等の課題解決に向けた調査検討の結果を踏まえ、延伸の実現に向けた更なる検討を行うとともに、関係自治体との合意形成に向けて取り組んでいく。

6 バスの状況

市内を運行しているバス事業者は、神奈川中央交通株式会社、神奈川中央交通東株式会社、神奈川中央交通西株式会社、京王バス株式会社、富士急バス株式会社であり、5社合計(令和元年度)で系統数は129系統、1日平均輸送人員数は86,680人である。

7 バス交通基本計画の推進

平成24年3月に策定した「バス交通基本計画」に基づき、「効率的かつ利便性の高いバス路線網の構築」を実現するため、各施策の推進を図るとともに、相模原市地域公共交通会議において評価・検証等の進行管理を実施した。

令和2年度は、「効率的かつ利便性の高いバス路線網の構築」を実現するため、路線バスの延伸等を実施した。

8 バス路線の維持・確保

津久井地域の生活交通確保対策として、神奈川県生活交通確保対策地域協議会における協議結果に基づき、令和2年度は国・県補助の活用及び市単独補助等により、6路線7系統のバス路線を維持・確保した。このうち、原宿五丁目～小沢線等については、沿線地域の住民組織とともに路線を田名バスターミナルへ延伸するなどの見直しを実施し、令和3年4月1日から運行している。

なお、やまなみ温泉を起点とする3系統については、平成30年度末に廃止し、平成31年4月より菅井地区及び篠原地区において新たにデマンド交通の実証運行を実施している。

9 コミュニティバスの運行

交通不便地区における高齢者等移動制約者の生活交通の確保を目的としたコミュニティバスの運行について、大沢地区「せせらぎ号」及び大野北地区コミュニティバスの本格運行を継続した。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により利用者が大幅に減少し、運行実績が運行継続条件を満たさなかったが、従来の利用実態とかけ離れたものであることを考慮し、特例的に運行継続条件を適用せず本格運行を継続することとした。

10 乗合タクシーの運行

津久井地域の交通空白地区における高齢者等移動制約者の生活交通の確保を目的とした乗合タクシーの運行について、内郷地区「おしどり号」、根小屋地区「くっしー号」、吉野・与瀬地区「ふれあい号」の本格運行を継続した。また、令和2年度は、新規停留所の設置等、乗合タクシーの更なる利便性向上を進めた。

なお、牧野地区は本格運行へ移行することができなかったため、乗合タクシーに代わる新たな公共交通の導入について検討を行い、平成31年4月より菅井地区及び篠原地区において新たにデマンド交通の実証運行を実施している。

11 総合都市交通計画の推進

平成24年3月に策定した「総合都市交通計画」に基づき、「身近な交通環境の充実や広域的な交流機能の向上」を実現するため、各施策を推進した。

令和元年度から、次期計画策定に向け「地域交通活性化協議会」を設置し、検討を進めている。

12 TDM（交通需要マネジメント）施策の推進

道路の渋滞対策として、費用や時間のかかる道路などのハード整備だけでなく、市民の理解と協力を得ながら道路混雑等の緩和を図ることを目的として、TDM（交通需要マネジメント）施策を推進する取組を行っている。

橋本地区や相模大野地区では、駅前広場の一般車乗降場における長時間停車や路上駐停車が多く見受けられることから、駅前広場の利用実態調査を行い、市広報に駅前広場の適正な利用方法に関する記事を掲載するなどの啓発を行った。

開 発 調 整

1 開発許可制度の概要

開発許可制度は、都市の周辺部における無秩序な市街化を防止するため、市街化区域と市街化調整区域に区域区分した目的を担保すること、開発行為について必要な公共施設等の整備等を義務付けるなど良質な宅地水準を確保することを目的としており、これらを果たすことにより、健全な都市の形成を図るものである。

2 開発事業基準条例の概要

開発事業を行う場合において、開発者が行うべき開発事業の計画の周知、住民の意見の聴取に関する手続き、周辺環境への配慮等に関する市との協議、開発事業に伴い整備すべき道路、公園、下水道、消防施設等の公共施設及びごみ・資源集積場所、集会所等、自転車置場、自動車駐車場、防犯灯の公益施設の整備基準を定めたものである。

一定規模以上の開発事業を行う場合において、地域の特性に応じた魅力ある街の形成の実現に資するため、「開発事業基準条例」が定められている。

これは、周辺環境への配慮等に関する市との協議及び公共施設等の整備基準等を定めたもので、開発者に対

し、周辺住民等への説明及び住民の意見聴取に関する手続き並びに道路、下水道、公園、緑化施設及びごみ集積所等の整備を指導するものである。

3 開発行為又は建築行為の許可等

(1) 開発行為の許可

主として建築物の建築又は特定工作物の建設を目的として行う土地の区画形質の変更が伴う開発事業（開発行為）について、都市計画法第 29 条に基づき許可を行っている。なお、建築物の建築を目的とした開発行為について、市街化区域は 500 m²以上、市街化調整区域は面積要件なし、非線引き区域は 1,000 m²以上、都市計画区域外は 1ha 以上の規模が許可対象である。

・許可件数（令和 2 年度） 70 件 <内訳> 3,000 m²未満 65 件、3,000 m²以上 5 件

(2) 市街化調整区域内の建築行為の許可

市街化調整区域において、都市計画法第 34 条の基準に適合し、開発行為に該当しないものについては、都市計画法第 43 条に基づき許可を行っている。

・許可件数（令和 2 年度） 3 件

(3) 開発行為又は建築行為に関する証明

市街化調整区域において、建築物の計画が都市計画法の規定に適合していることを証する書面の交付を都市計画法施行規則第 60 条に基づき行っている。

・証明件数（令和 2 年度） 37 件

4 市街化調整区域違反建築物是正指導

市街化調整区域において開発行為等の違反防止、違反調査及び是正指導を行う。

・令和 2 年度の実施状況

調査	13 件
違反指導	5 件
是正確認	1 件

5 開発審査会

都市計画法第 78 条第 1 項の規定に基づき、市街化調整区域における開発行為又は建築行為の許可に係る審議、審査請求に対する裁決等を行うため、設置されている。

令和 2 年度の開催回数は 3 回で、審議件数は 4 件（申請 1 件、意見聴取 2 件、報告 1 件）である。

6 優良宅地認定

宅地造成に係る土地の譲渡益に対して重課等がなされるが、優良な宅地の認定を受けた土地等の譲渡の場合は、租税特別措置法の規定により重課の免除や税率の軽減を受けることができる。

令和 2 年度の申請件数は 0 件である。

7 宅地耐震化推進事業

災害に強い都市づくりの実現を目指す耐震化対策の一環として、大規模盛土造成地の変動予測調査を行い、活動崩落の危険が予想される箇所を把握するとともに、大規模盛土造成地マップの作成・公表を行うことで、その情報を的確に市民に伝え、市民と行政が協力して、大規模盛土造成地の安全性の確認及び耐震化を促進するものである。

令和 2 年度は、令和元年度までの調査等の結果を踏まえ今後の推進方策の検討を行った。

建 築 審 査

1 建築行政の現況

昭和 45 年に建築基準法が改正され人口 25 万人以上の市に建築主事を設置し、特定行政庁となることが義務付けられたことにより、本市も昭和 46 年 4 月 1 日から特定行政庁を設置し、建築物の確認申請、違反建築物の指導等を行っている。

建築行政としては、良好な居住環境の保全及び安全なまちづくりの推進のため、平成 11 年 12 月「建築基準条例」を制定した。その後、建築基準法の一部改正により、規制内容及び規制手続きの合理化が図られたことに伴い、令和 2 年 10 月に「建築基準条例」の一部改正を行った。

2 建築確認等申請処理状況 (令和 2 年度)

区 分	確認済件数	検査済件数
特 建	476	436
4 号	2,186	2,153
建 築 設 備	97	94
工 作 物	47	40
合 計	2,806	2,723

※計画通知、計画変更、指定確認検査機関受付分を含む。

3 建築確認等申請状況 (令和 2 年度)

建築別				建築別			
面積別	特建	4 号	計	面積別	特建	4 号	計
30 m ² 以内	4	34	38	建築設備	—	—	97
30 m ² を超え 100 m ² 以内	61	1,108	1,169	工作物	—	—	47
100 m ² を超え 200 m ² 以内	132	1,002	1,134	小 計	—	—	144
200 m ² を超え 500 m ² 以内	145	42	187	合 計	476	2,186	2,806
500 m ² を超え 1,000 m ² 以内	85	0	85	*特建＝特殊建築物 ・床面積 100 m ² を超える学校等の特殊建築物 ・木造で 3 階以上か 500 m ² を超えるもの ・木造以外で 2 階以上か 200 m ² を超えるもの *4 号＝4 号建築物・・・上記以外の建築物			
1,000 m ² を超え 2,000 m ² 以内	19	0	19				
2,000 m ² を超え 10,000 m ² 以内	24	0	24				
10,000 m ² を超え 50,000 m ² 以内	4	0	4				
50,000 m ² を超えるもの	2	0	2				
小 計	476	2,186	2,662				

※計画通知、計画変更、指定確認検査機関受付分を含む。

4 違反建築摘発件数・是正件数 (令和 2 年度)

違反事項	件 数	摘発	是正	違反事項	件 数	摘発	是正
・届出のないもの	22	4	4	・建 蔽 率 、 容 積 率	0	0	0
・道路に突出し又は道路に接しないもの	1	0	0	・斜 線	0	0	0
・用途地域内の建築制限	1	1	1	・そ の 他	6	1	1
				合 計	30	6	6

※上記の件数は、同一建築物について 2 以上の違反がある場合については、その数を計上している。

5 道路位置指定

(1) 指定する目的

道路は、建築物の利用上及び安全上不可欠なものであるため、建築基準法は、都市計画区域内においては、建築物の敷地は原則として道路に 2m 以上接しなければならないとしている。

建築基準法にいう道路については、同法第42条に規定されているが、同条第1項第1号、第2号及び第4号は道路法、都市計画法等による道路又は計画道路について、同条第1項第3号及び同条第2項は、同法第3章の規定が適用されるに至った際、現に存在する道についての規定である。従って、新たに宅地開発する場合で道路が全くないときや、その他の場合でも先に述べた規定に該当する道路がないときには、そのような土地を建築物の敷地として利用するには、同条第1項第5号の規定により、道路位置の指定を受けることが必要となる。

(2) 指定基準

道路位置の指定を受ける道が適合しなければならない規準は、建築基準法施行令第144条の4及び相模原市建築基準条例第59条の15に規定されている。

(3) 指定後の法的制限

建築基準法第42条第1項第5号の位置指定がされると、指定された土地は建築基準法上の道路となるので、以下の条文による制限が加えられることになる。

- ・敷地等と道路との関係 (法第43条)
- ・私道の変更又は廃止の制限 (法第45条)
- ・建築物の各部分の高さ (法第56条第1項第1号)
- ・道路内の建築制限 (法第44条)
- ・容積率 (法第52条第2項)

(4) 道路位置指定状況(令和2年度)

・指 定(変更含む) 5件 総延長85.99m ・廃 止(一部廃止含む) 3件 総延長33.50m

市 営 住 宅

1 市営住宅の現況

市営住宅は、令和3年4月1日現在で59団地2,827戸、そのうち14団地301戸は借上げ市営住宅となっている。

(1) 直接建設に係る市営住宅 (令和3年4月1日現在)

団 地 名	管理戸数 (戸)	住戸面積 (㎡)	団 地 名	管理戸数 (戸)	住戸面積 (㎡)
鳩 川	36	59.5	間 の 原	10	27.9～34.3
大 島	120	43.3～46.6	小 網 第 1	8	61.7
富 士 見	270	57.1～70.6	小 網 第 2	5	36.4～36.5
東	224	44.8～70.6	森 戸	3	28.1
文 京	119	48.5～65.5	仲 町 第 2	7	28.1
二 本 松	80	44.8～57.1	仲 町 第 3	2	28.1
石 橋	84	48.5～57.1	仲 町 第 4	2	28.1
淵 野 辺	75	50.5～63.1	上 町	1	34.7
す す き の	60	36.3～77.8	里 之 上	9	31.9
横 山	47	36.9～66.2	奈 良 井	4	34.7
清 新	20	37.9～66.1	川 坂	10	42.7～55.5
星 が 丘	30	37.3～65.5	三 ケ 木	6	28.1
古 淵	43	38.8～67.2	串 川 第 2	3	31.9
東 第 2	60	36.6～65.3	青 根 第 1	5	39.5
田 中 第 2	50	38.9～66.1	青 根 第 2	4	52.5～53.2
上 九 沢	395	38.0～79.8	青 根 第 3	1	40.0
田 名 塩 田	250	38.7～80.7	青 根 第 4	1	46.3
大 野 台	62	34.4～72.4	平 戸	1	28.0
南 台	273	34.4～73.2	松 葉	1	28.0

団 地 名	管理戸数 (戸)	住戸面積 (㎡)	団 地 名	管理戸数 (戸)	住戸面積 (㎡)
並 木	85	32.2～74.2	内 郷	25	35.0～70.5
中 原	24	55.0～64.7	藤 野	2	28.5
甘 草 塚	1	31.4	沢 井	4	40.5
			佐 野 川	4	28.0～40.5
			合 計	2,526	

(2) 借上げに係る市営住宅

(令和3年4月1日現在)

団 地 名	管理戸数 (戸)	住戸面積 (㎡)	団 地 名	管理戸数 (戸)	住戸面積 (㎡)
あじさい住宅上鶴間	19	30.3～35.5	あじさい住宅上溝	18	31.5～43.0
あじさい住宅東橋本	18	34.1～41.0	あじさい住宅大島	20	34.9～43.4
あじさい住宅陽光台	18	31.5～43.0	あじさい住宅上溝東	19	33.7～43.6
あじさい住宅相模台	19	34.0～40.1	あじさい住宅 コンフォールさがみ南	50	37.9～49.9
あじさい住宅富士見	15	32.5～42.9	淵野辺本町住宅	31	34.1～66.4
あじさい住宅古淵	18	31.5～43.0	あじさい住宅下溝	18	33.0～47.9
あじさい住宅二本松	18	30.9～42.8	あじさい住宅相武台	20	33.9～44.2
			合 計	301	

2 市営住宅の建替

団 地 名	建 替 年 度	戸 数	団 地 名	建 替 年 度	戸 数
富 士 見	昭和 53～昭和 57	270	横 山	平成 6～平成 7	47
東	昭和 57～昭和 61	128	清 新	平成 7～平成 8	20
	昭和 62～平成 元	96	星 が 丘	平成 8～平成 9	30
文 京	昭和 58	24	古 淵	平成 9～平成 10	43
	平成 元～平成 3	95	東 第 2	平成 10～平成 11	60
二 本 松	昭和 60～昭和 62	80	田 中 第 2	平成 10～平成 11	50
石 橋	昭和 63～平成 2	54	上 九 沢	平成 12～平成 13	165
	平成 4～平成 5	30		平成 13～平成 14	101
淵 野 辺	平成 3～平成 4	75		平成 14～平成 15	121
すすきの	平成 5～平成 6	60	内 郷	平成 22～平成 23	25
			合 計		1,574

3 特定目的及び単身者向け住宅の設置

区 分	団地数	戸 数
一般単身者向住宅	14	172
身体障害者単身者向住宅	8	22
身体障害者世帯向住宅	19	47
高齢者単身者向住宅	18	344
高齢者世帯向住宅	18	134
老人世帯向住宅	12	92
多人数又は老人同居世帯向住宅	8	54
合 計		865

4 収入超過者数 (令和2年10月1日現在)

対象戸数 (戸)	収 入 超 過 者	
	高額所得者 (人)	その他の超過者 (人)
2,507	2	187

※ 収入超過者……引き続き3年以上入居している者で、入居収入基準額（一般世帯158,000円、高齢者世帯等214,000円）を超える者

高額所得者……引き続き5年以上入居している者で、最近2年間引き続き政令で定める基準額(313,000円)を超える者

平成21年4月から、公営住宅法施行令の一部が改正され、入居収入基準や家賃制度の見直しがされた。平成21年3月以前から入居している者は、5年間は改正前に入居収入基準が適用され、5年経過後は、新基準を適用し、収入超過者等と認定されると、住戸の明渡しの努力義務等が課される。

5 募集状況

(1) 令和2年度総計

区分 (募集回数)	募集数(A)	応募数(B)	倍率(B/A)
空き家 (4回)	127	1,013	8.0
新築 (0回)	-	-	-
合 計	127	1,013	8.0

<最高倍率> 南台団地単身者向1DK 71.0倍

<最低倍率> 富士見団地一般世帯向3DK 0.0倍
星が丘住宅一般世帯向3DK 0.0倍

ア 特定目的住宅別

区 分	募集数(A)	応募数(B)	倍率(B/A)
一般単身者向住宅	10	256	25.6
身体障害者世帯向住宅	2	9	4.5
身体障害者単身者向住宅	-	-	-
多人数世帯向住宅	2	2	1.0
老人世帯向住宅	7	54	6.3
高齢者単身者向住宅	14	219	15.6
高齢者世帯向住宅	1	6	6.0
一般世帯向住宅	91	464	5.2
申込住宅不明	-	3	-
合 計	127	1,013	8.0

イ あじさい住宅以外の市営住宅・あじさい住宅別

区 分	募集数(A)	応募数(B)	倍率(B/A)
あじさい住宅 以外の 市 営 住 宅	新 築	-	-
	空 き 家	113	785
	小 計	113	785
あじさい住宅	新 築	-	-
	空 き 家	14	225
	小 計	14	225
申込住宅不明	-	3	-
合 計	127	1,013	8.0

ウ 住戸型式別

区 分	募集数(A)	応募数(B)	倍率(B/A)
1DK	24	475	19.8
1LDK	-	-	-
2K	1	2	2.0
2DK	34	271	8.0
2LDK	14	90	6.4
3K	-	-	-
3DK	52	170	3.3
4DK	2	2	1.0
申込住宅不明	-	3	-
合 計	127	1,013	8.0

(2) 令和2年度募集別集計

ア 5月募集

団地名	住戸形式(注1)	募集数(A)	応募数(B)	倍率(B/A)	構造(注2)
富士見団地	3DK	6	7	1.2	中耐
富士見団地	3DK	1	8	8.0	中耐
東団地	3DK	2	4	2.0	中耐
文京団地	2DK(老)	1	14	14.0	中耐
文京団地	3DK	1	24	24.0	中耐
二本松団地	2DK	2	3	1.5	中耐
二本松団地	2DK	1	5	5.0	中耐
二本松団地	2LDK	1	3	3.0	中耐
二本松団地	3DK	1	3	3.0	中耐
横山住宅	1DK	2	35	17.5	中耐
横山住宅	2DK(老)	1	10	10.0	中耐
横山住宅	3DK	1	4	4.0	中耐
清新住宅	2DK	1	14	14.0	中耐
星が丘住宅	1DK	1	10	10.0	中耐
星が丘住宅	2DK	1	14	14.0	中耐
古淵住宅	2DK(老)	1	7	7.0	高耐
古淵住宅	2LDK	1	28	28.0	高耐
田中第2住宅	3DK	1	1	1.0	高耐
上九沢団地	1DK	1	19	19.0	高耐
上九沢団地	2DK	1	4	4.0	高耐
上九沢団地	2LDK	3	14	4.7	高耐
上九沢団地	2LDK(障)	1	3	3.0	高耐
上九沢団地	3DK	4	4	1.0	高耐
田名塩田団地	2DK	3	7	2.3	中耐
田名塩田団地	2LDK	3	6	2.0	中耐
田名塩田団地	3DK	1	3	3.0	中耐
南台団地	1DK	1	71	71.0	高耐
南台団地	3DK	1	11	11.0	高耐
並木団地	2DK	1	18	18.0	高耐
中原団地	2K	1	2	2.0	中耐
東第2住宅	1DK	1	15	15.0	中耐
東第2住宅	2LDK(障)	1	6	6.0	中耐
すすきの住宅	2DK(老)	1	7	7.0	高耐

団地名	住戸形式(注1)	募集数(A)	応募数(B)	倍率(B/A)	構造(注2)
あじさい住宅二本松	2DK(高)	1	6	6.0	低耐
あじさい住宅二本松	1DK(高単)	2	14	7.0	低耐
あじさい住宅相模台	1DK(高単)	1	15	15.0	中耐
あじさい住宅古淵	1DK(高単)	1	27	27.0	中耐
あじさい住宅大島	1DK(高単)	1	8	8.0	低耐
あじさい住宅上溝東	1DK(高単)	1	19	19.0	低耐
あじさい住宅下溝	1DK(高単)	1	2	2.0	低耐
あじさい住宅相武台	1DK(高単)	1	18	18.0	中耐
5月募集	計	59	496	8.4	

注1: 対象 (老)老人世帯向、(障)身体障害者世帯向、(高)高齢者世帯向、(高単)高齢者単身者向

注2: 中耐…中層耐火構造、高耐…高層耐火構造、低耐…低層耐火構造

イ 11月募集

団地名	住戸形式(注1)	募集数(A)	応募数(B)	倍率(B/A)	構造(注2)
富士見団地	3DK	9	25	2.8	中耐
東団地	3DK	1	6	6.0	中耐
文京団地	3DK	1	36	36.0	中耐
二本松団地	2DK	1	10	10.0	中耐
二本松団地	2LDK	1	15	15.0	中耐
石橋団地	2DK	1	9	9.0	中耐
すすきの住宅	2DK	2	13	6.5	高耐
清新住宅	2DK	1	14	14.0	中耐
星が丘住宅	3DK	1	0	0.0	中耐
田名塩田団地	1DK(高単)	1	20	20.0	高耐
田名塩田団地	2DK	2	10	5.0	高耐
田名塩田団地	3DK	1	5	5.0	高耐
南台団地	1DK	2	104	52.0	高耐
南台団地	2DK	2	50	25.0	高耐
内郷住宅	2DK	1	3	3.0	中耐
大島団地	3DK	8	17	2.1	中耐
田中第2住宅	3DK	1	1	1.0	高耐
上九沢団地	2DK	2	5	2.5	高耐
上九沢団地	2DK(老)	1	2	2.0	高耐
上九沢団地	2LDK	3	15	5.0	高耐
上九沢団地	3DK	1	1	1.0	高耐
並木団地	2DK	1	29	29.0	高耐
東第2住宅	2DK(老)	1	13	13.0	中耐
あじさい住宅二本松	1DK(高単)	1	14	14.0	低耐
あじさい住宅大島	1DK(高単)	2	7	3.5	低耐
あじさい住宅上溝東	1DK(高単)	1	34	34.0	低耐
あじさい住宅相武台	1DK(高単)	1	41	41.0	中耐
11月募集	計	50	499	10.0	

注1: 対象 (老)老人世帯向、(高単)高齢者単身者向

注2: 中耐…中層耐火構造、高耐…高層耐火構造、低耐…低層耐火構造

ウ 常時募集

団地名	住戸形式（注1）	募集数(A)	応募数(B)	倍率(B/A)	構造(注2)
東団地	3DK	1	1	1.0	中耐
東団地	4DK（多）	1	1	1.0	中耐
二本松団地	3DK	1	1	1.0	中耐
石橋団地	2DK	1	1	1.0	中耐
石橋団地	3DK	3	3	1.0	中耐
内郷住宅	1DK	2	2	1.0	中耐
内郷住宅	2DK	1	1	1.0	中耐
内郷住宅	3DK	1	1	1.0	中耐
大島団地	3DK	4	4	1.0	中耐
田名塩田団地	2DK	1	1	1.0	高耐
上九沢団地	2DK（老）	1	1	1.0	高耐
上九沢団地	4DK（多）	1	1	1.0	高耐
常時募集 計		18	18	1.0	

注1：対象（多）多人数世帯向、（老）老人世帯向

注2：中耐…中層耐火構造、高耐…高層耐火構造

市 街 地 整 備

1 圏央道インターチェンジ周辺のまちづくり

圏央道（首都圏中央連絡自動車道）の整備に伴い、インターチェンジの開通やアクセス道路の整備による交通利便性が向上したインターチェンジ周辺地区においては、その立地特性を生かし、環境との共生に配慮した産業を中心とする「新たな都市づくりの拠点」や、市内外の産業需要を支える「新たな産業創出の拠点」の形成に向けて取り組んでいる。

（1）当麻地区

圏央道相模原愛川インターチェンジ周辺の立地特性を生かし、産業を中心とした新たな都市づくりの拠点を形成する。

＜主な動き＞

- ・合意形成支援（花ヶ谷戸地区（旧塩田原地区））（平成29年度、平成30年度）
- ・サウンディング型市場調査の実施（谷原・市場地区）（令和元年度）
- ・花ヶ谷戸地区土地区画整理事業施行認可及び同事業区域の市街化区域編入（令和元年度）
- ・当麻宿地区土地区画整理事業の完成及び組合解散（令和2年度）

※平成24年度、当麻宿地区土地区画整理事業施行認可及び同事業区域の市街化区域編入

（2）麻溝台・新磯野地区

産業・みどり・文化・生活等が融合した新たな都市づくりの拠点として、周辺への環境に配慮した都市基盤の整備を進めるとともに、新たな産業用地の創出や良質な住宅の供給に向けて取り組んでいる。

地区全体の早期事業化に向けて、先行して中央部を第一整備地区として事業化したが、大量の地中障害物が発出したこと等により、事業の推進が困難な状況となり、事業の検証を実施した。現在、事業の方向性を判断するための事業計画変更案の作成に向けた取組を進めている。

＜主な動き＞

- ・第一整備地区の仮換地指定（第5回）、建築物等の移転補償、一部について使用収益を開始（平成30年度）

- ・大量の地中障害物の発出等を受け、事業の検証を実施(令和元年度)
- ・事業計画変更案の作成に向けた取組等(令和2年度)

2 良好な市街地の形成

魅力ある市街地の形成を目指し、橋本駅、相模原駅、相模大野駅の3駅周辺を中心市街地として、また淵野辺・上溝・小田急相模原・東林間・古淵の5つの地区を中心的な役割を担う市街地として、道路の整備や公共施設の充実など、まちづくりを推進している。また、市街地形成の重要な要素となる商業の活性化として商業地形成事業にも取り組んでいる。

(1) 橋本駅周辺整備事業

J R横浜線・相模線、京王相模原線、国道16号、国道129号及び津久井広域道路などの広域的な交通軸の結節点である地域特性を生かしながら、相模原駅周辺との連携のもと、「首都圏南西部における広域交流拠点」にふさわしい都市づくりを進めている。

(2) 相模原駅周辺整備事業

相模原駅周辺では、駅前・西門・中央・市役所周辺を4つの拠点地区として位置付け、本市の中心市街地として商業・業務・行政・文化等各種都市機能の集積を図ると共に、魅力と風格と象徴性のある都心部を形成していくことを目指し、土地の高度利用や魅力ある景観形成などを促進することにより、各地区の特色を生かしたまちづくりに取り組んでいる。

相模原・西門地区では「きらめきとときめきの都心「さがみはら」」を、中央地区では「リバティ・タウン中央」をテーマに相模原市の拠点にふさわしい中心商業地の形成を目指し、魅力あるまちづくりを進めている。

(3) 相模大野駅周辺整備事業

相模大野駅周辺地区では、「ふれあいと創造のまち 相模大野」をテーマに、市南部の玄関口に相応しい高度な都市機能を備えた個性と魅力にあふれた市街地を形成するため、相模大野駅周辺地区土地区画整理事業、医療センター跡地整備事業や相模大野駅西側地区市街地再開発事業の実施、中心商業地の形成を進めるなど、活力のあるまちづくりに取り組んできた。

令和元年9月に撤退した伊勢丹相模原店跡地については、まちの核に相応しい土地利用や公共歩廊の機能維持等について、市民の意見を伺いながら、土地所有者と協議を進めている。また、令和2年度には相模大野駅周辺の現状やまちづくりの課題・ポテンシャルなどの整理を行い、その上で、庁内検討組織「相模大野駅周辺まちづくり推進会議」において、当該跡地も含めたまち全体を面として捉えながら、目指す姿「世代を超えて住む人、来る人に愛される持続可能なまちづくり」に向けた検討を行っている。併せて、季節の橋への階段設置や相模大野交差点の歩車分離など、相模大野の安全な歩行者動線の確保や交通負荷の軽減、回遊性の確保を図る事業に取り組んでいる。

(4) 淵野辺地区整備

淵野辺地区は、古くから親しみのある商業地として発展しており、今後もこれらの特徴を生かしながら、新しい時代に対応した機能を付加し、若者たちが集う、にぎわいのあるまちづくりを推進するため、「銀河をかけるまち・ふちのべ」をテーマに事業に取り組んでいる。

また、駅周辺地区については、文化教育施設の立地や地区内人口増加等による駅利用者の増大に対応するため、駅前広場・駅南北自由通路拡幅などの整備を行った。

(5) 上溝地区整備

上溝地区は市内で最も古くから形成されてきた商店街であり、その歴史や人情等を生かしたまちづくりを

進めるため、昭和63年度に策定した街区別整備計画に基づき「歴史とうるおいのある街・上溝」をテーマに各商店街区の特徴を生かしたまちづくりを進めている。

また、駅周辺地区については、主要な交通結節点として位置付けられている駅前広場の整備を行った。

(6) 小田急相模原地区整備

小田急相模原駅周辺地区は、座間市域と一体となり、にぎわいのある商業地を形成している。周辺商業地の開発が進む中で、新しい時代に向けて個性と存在感のある商業地とするため、街区別整備計画が策定され、「躍動のバラエティタウン小田急相模原」をテーマに、各商店街区の特徴を生かした整備が進められている。

また駅北口地区では、商業、業務、住宅等複合的な機能を有する一体的な都市空間の形成と、駅前広場、都市計画道路などの都市基盤施設の整備による交通結節機能の強化を目指し、北口A地区において市街地再開発組合による再開発事業が行われ、平成19年11月に施設建築物(ラクアル・オダサガ)が竣工したほか、隣接する北口B地区についても、市街地再開発組合による再開発事業によりA地区との一体的な整備が行われ、施設建築物(ペアナードオダサガ)が平成25年9月に竣工した。近年では、座間市側の市街地開発事業が進められており、座間市市街地再開発ビルとラクアル・オダサガを横断する歩行者デッキの設置に向け、事業主体である座間市と協議を進めている。

(7) 東林間地区整備

東林間地区は、周辺に大規模な商業地が位置しているため、東林間らしさの創出を図り、魅力ある商業地となるよう、昭和62年度に策定した街区別整備計画に基づき、「緑がかおる出会いのまち…東林間」をテーマに東口街区、西口街区の特徴を生かした整備を進めている。

(8) 古淵地区整備

既存商店街、大型店、ロードサイド店等の様々な商業機能を兼ね備えた市内有数の商業集積地であり、個性的で魅力ある商業地づくりを図るため、「いきいきスタータウン こぶち」をテーマに地区中心商業地として相応しい商業地の形成を目指し、ソフト事業を中心とした事業に取り組んでいる。

3 安全で快適な歩行者空間創出事業奨励金交付制度

魅力あるまちづくり、商業地づくりを目指し、商業地形成事業の一環として、地区計画・まちづくり協定等で定められた地域の、建物の壁面後退の促進を図り、歩行者空間が確保された場合に奨励金を交付する(平成3年度から実施)。

平成30年度	3件	奨励金47千円
令和元年度	5件	奨励金49千円
令和2年度	7件	奨励金104千円

4 市街地整備基金

市街地開発事業の財源を計画的に確保し、都市計画決定された市街地再開発事業や土地区画整理事業などの促進を図るため、必要な資金を積み立てる(平成7年度から施行)。

令和2年度末現在高 407,046千円

【都市整備課…1～4】
【麻溝台・新磯野地区整備事務所…1】
【産業・雇用対策課…2】